

An elderly couple is shown from the waist down, holding hands in a grassy field. The woman on the left is wearing a light blue, vertically striped blazer with a white lace-like pattern on the front and white trousers. The man on the right is wearing a black and white checkered shirt, a patterned belt, and light-colored trousers. The background is a soft-focus green field.

ひめぎん
後見制度支援預金

1. 判断能力が不十分な方の資産管理でお悩みの方へ

物事を判断する能力が不十分な方は、自分に不利益となる契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあったり、財産管理を巡った親族間のトラブルが発生したりと、ご自身で財産を管理することが困難となる場合があります。そういったことに備え、ご本人の権利を守る支援者として「後見人」等を選出し、法律的に支援する制度を「後見制度」といいます。

この「後見制度」による支援を受ける方は、以下の「後見制度支援預金」にて家庭裁判所の指示書に基づき、ご本人の預金を安全・確実に保護することができます。

2. 後見制度支援預金とは

後見制度による支援を受ける方（預金者本人）の財産のうち、日常的に使用する金銭とは別に、通常使用しない金銭を家庭裁判所の「指示書」に基づき、安全かつ適切に保護・管理できる預金です。



ポイント① 口座開設・払戻し等、すべての取引において家庭裁判所の「指示書」が必要です。

公平性・透明性の高い財産管理が可能

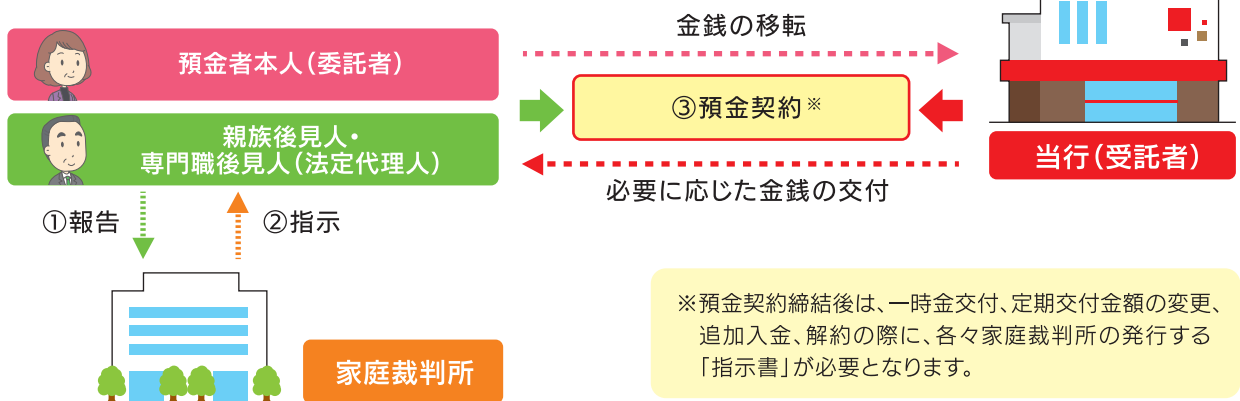
後見人の財産管理における負担を軽減

ポイント② 成年後見制度または未成年後見制度をご利用の方が対象です。

※保佐・補助・任意後見ではご利用できません。



【後見制度支援預金のイメージ図】



後見制度支援預金 Q & A

Q 後見人が自由に「後見制度支援預金」を出金することはできますか。

A 本預金は、お預入れもご出金も全て家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。後見人がご自分で管理している口座では資金が不足する場合、家庭裁判所に申し出ていただき、出金等の「指示書」を発行してもらってください。

また、後見人が管理している口座の残高が増加し、「後見制度支援預金」に追加でお預入れされたい場合も、家庭裁判所に申し出ていただき、追加預入の「指示書」を発行してもらう必要があります。

Q 預金者本人の毎月の定期的収支は赤字なので、後見人の管理する預金はすぐに不足すると予想されるのですが。

A そのような場合には、定期的かつ自動的に必要金額を「後見制度支援預金」から後見人管理の預金口座へ送金することができます。

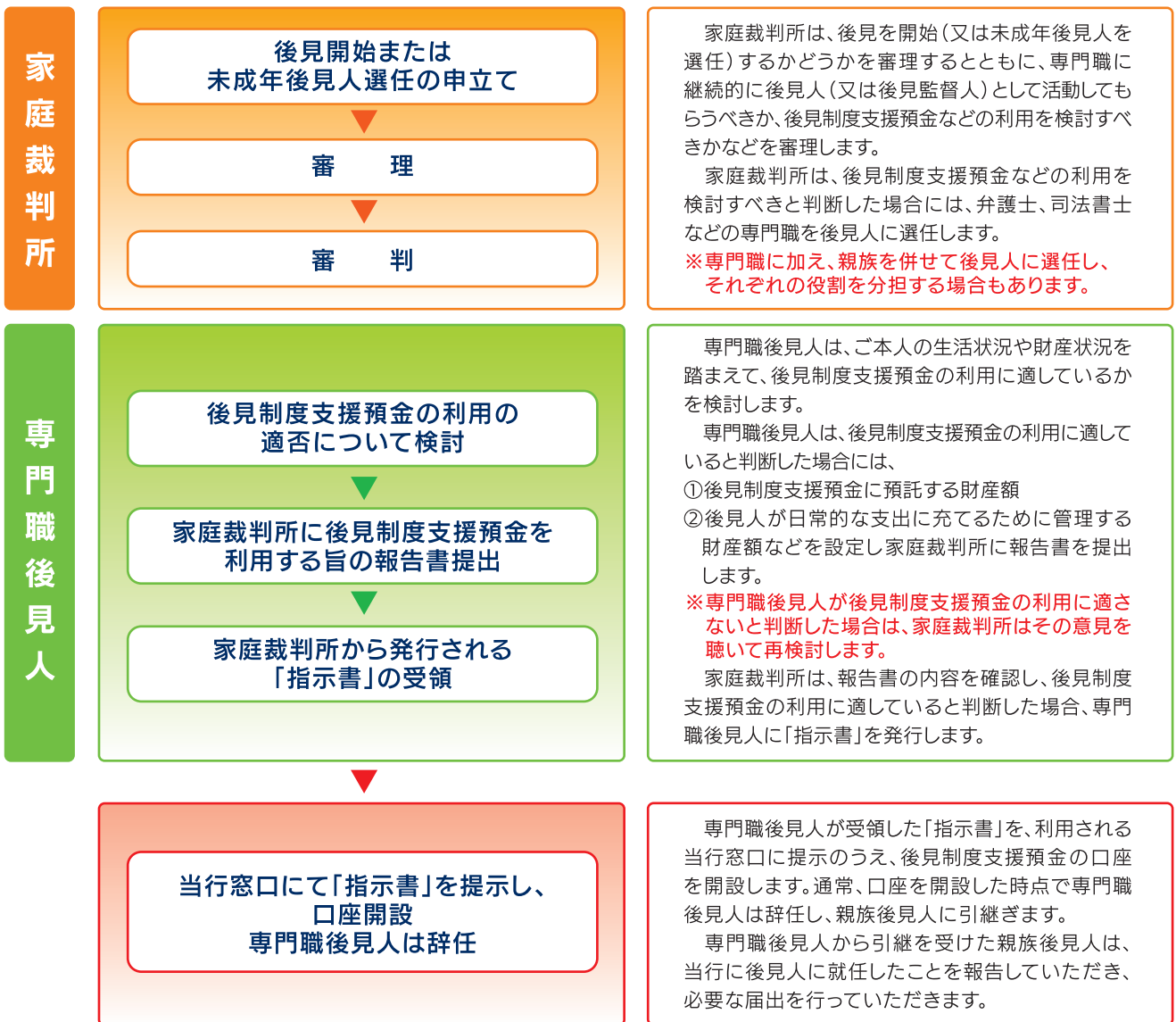
また、預金者本人の定期的な収支が変動した場合は、家庭裁判所に変更する理由を記載した報告書（書式は裁判所にあります）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は報告書の内容に問題がないと判断すれば、申し出に基づき定期送金額変更の「指示書」が発行されますので、送金額の変更を行ってください。

Q 「後見制度支援預金」はいくらから預入れできますか。

A 金額は自由です。例えば、預金者本人の預金残高が3百万円、かつ毎月の収支が黒字の場合で、後見人の手元には1百万円あれば十分と考えた場合には、残額の2百万円を「後見制度支援預金」に預入れすることで後見人の管理負担を軽減できます。

3. 後見制度支援預金を利用する場合の手続きの流れ

一般的な手続きは以下の通りとなります。



Q 「後見制度支援信託」とはどこが違いますか。

A 主な違いは2つです。

1. 後見制度支援信託では、最初に専門職後見人の方が制度の利用可否を検討し、家庭裁判所の指示を受けて金融機関にて信託契約を結びますが、「後見制度支援預金」では専門職後見人が選任されるかどうかは家庭裁判所が判断します。このため、当初から親族後見人だけで手続きが進められることもあります。
2. 後見制度支援信託では最低預入単位が定められている金融機関もありますが、「後見制度支援預金」は最低預入の制限がありません。従いまして、どなたでも利用しやすくなっています。

Q 「後見制度支援預金」を利用しても家庭裁判所の後見監督はありますか。

A 「後見制度支援預金」を利用している場合でも、家庭裁判所は毎年定期的に後見報告をお願いしています。従いまして、後見等事務報告書の提出時、「後見制度支援預金」を含む通帳のコピーも添付してください。また、収支一覧表の作成や、領収書などを保管するとともに、預金者本人の心身の状況や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

Q 「後見制度支援預金」へ預入後、預金者本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりし、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか。

A 通常使用しない金銭については、家庭裁判所に「後見制度支援預金」へ追加入金することの報告書(書式は裁判所にあります)を裏付け資料とともに提出してください。

家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば「指示書」を発行しますので、「指示書」を「後見制度支援預金」口座開設店窓口にて提出のうえ入金手続きを行ってください。

なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、家庭裁判所が財産保全のために必要な措置を講ずる場合があります。

ひめぎん後見制度支援預金 概要

ご利用いただける方	家庭裁判所から後見制度支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付された方 (保佐人・補助人・任意後見人は対象外となります) ※新規の方は、当行に成年後見制度利用の届出が別途必要です。
対象となる預金	普通預金・決済用普通預金
お預入れ方法	(1)お預入れ方法 ・当行の口座開設店窓口のみでお預入れできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 (2)お預入れ金額 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 ・預入金額に制限はございません。 (3)お預入れ単位 ・1円単位 (4)その他 ・給与、年金、配当金等の自動受取はご利用できません。 ・お振込の受取りには、事前に家庭裁判所の「指示書」が必要となります。 ・「指示書」に記載された金額に限りお受取できます。
払戻方法	(1)払戻方法 ・当行の口座開設店窓口でのみ払戻しできます。 ・家庭裁判所から交付された「指示書」に基づく取扱いのみとなります。 (2)払戻金額 ・家庭裁判所による「指示書」に記載された金額となります。 (3)その他 ・公共料金等自動支払等のご利用できません。
お利息	(1)適用金利 ・毎日の店頭表示の利率(普通預金)を適用します。 ※決済用普通預金をご利用の場合、お利息はつきません。 (2)支払頻度 ・毎年3月と9月の当行所定の日にお支払いします。 (3)計算方法 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として、1年365日とする日割計算とします。
手数料(税込)	口座開設時に、口座開設手数料11,000円が必要となります。 また、自動送金サービスをご利用いただく場合は、当行所定の手数料(取扱手数料および振込手数料)が必要となります。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・お一人様1口座のみとなります。 (ただし、決済用普通預金との併用を希望される場合は2口座となります。) ・本商品は預金保険制度の対象となっており預金保険制度の範囲内で保護されます。 ※決済用普通預金は除きます。 <p>【ご利用いただけないサービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給料、年金、配当金等の自動受取 ・公共料金、クレジット利用代金等の口座振替 ・キャッシュカードの発行 ・ATM(現金自動預払機)のご利用 ・総合口座のお取扱い ・現金でのお支払い(振込・振替対応のみとなります) ・インターネットバンキングのご利用 ・マル優のお取扱い

※店頭にて説明書をご用意しています。